

新潟県高等学校体育連盟後援大会開催基準要項

1 総 則

新潟県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という。)が財団法人新潟県体育協会加盟種目別競技団体(以下「県種目別競技団体」という。)が開催する競技大会を後援する ことに関し、この開催基準要項を定める。

2 後援の定義

- (1)後援とは、本連盟が大会の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2)本連盟は、大会運営に要する経費は負担しないこととする。

3 後援する大会の基準

- (1)県種目別競技団体が主催する大会であること。
- (2)本連盟設置専門部種目であること。
- (3)参加対象が本連盟加盟校に在籍する生徒で、かつ新潟県下全域にわたる大会であること。
- (4)各専門部種目につき、年度内1大会を原則とする。
- (5)上記(4)の他、本連盟設置専門部種目の国民体育大会新潟県予選会を後援大会に加えることができる。

4 後援の申請

- (1)後援の申請は、主催者と本連盟当該種目専門部(以下「専門部」という。)で協議決定し、申請書を本連盟に提出する。
- (2)申請書に記載する内容及び様式は、別に定める。
- (3)申請書は、大会開催年度前年の8月31日までに提出する。
- (4)本連盟は、上記(3)の申請書に基づいて専門部委員長会議で審議し、理事会で決定後、代議員会の承認を得る。
- (5)本連盟が承認した定例的に開催する大会の申請は、別に定める。

5 大会の要件

- (1)大会の規模、日程などが参加生徒の心身の発達からみて無理がなく、学業にも支障がないこと。
- (2)参加生徒の安全について適切な配慮を行っていること。
- (3)大会参加に要する経費の負担が過重でないこと。
- (4)大会が営利などの目的で開催されるものでないこと。
- (5)表彰は、生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品を授与しないこと。
- (6)本連盟の方針及び施策に反しない大会であること。

6 大会参加資格

- (1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2)選手は、本連盟に加盟している高等学校に在籍する生徒であること。
- (3)選手は、あらかじめ健康診断を受け、また在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (4)その他、主催者と専門部が協議して定める。

7 大会開催期間

- (1)大会は、土曜日・日曜日又は長期休業中に開催すること。
- (2)大会開催の日数は、3日を超えないこと。
- (3)大会のための地区予選会は、開催しないこと。

8 大会役員

本連盟役員の役職は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大会顧問とする。
- (2) 専門部長は、大会参与又は大会顧問とする。
- (3) 専門部委員長は、大会委員とする。
- (4) 上記本連盟役員が主催団体の役員を兼ねている場合、又は上記以外の本連盟関係者の役職は、主催者で定める。

9 競技役員

- (1) 競技規則等に定めのない場合でも、競技役員に救護係を置く。
- (2) 本連盟加盟高等学校の教職員で参加校以外の者に競技役員を委嘱する場合は、校長及び本人の承諾を得て委嘱する。
- (3) 上記競技役員の旅費等は、主催者が負担する。

10 補助役員

補助役員を本連盟加盟高等学校に在籍する生徒に委嘱する場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該種目の部員に委嘱する。
- (2) 在学する学校の校長及び当該顧問の承諾を得て委嘱する。
- (3) 会場に近距離の高等学校から順次委嘱する。
- (4) 補助役員の食糧費等は、主催者が負担する。

11 大会実施要項

- (1) 大会実施要項は、本後援大会開催基準要項を考慮し、主催者が作成する。
- (2) 主催者は、本連盟に大会実施要項2部を大会開催期日の15日前までに提出する。

12 大会参加料

大会運営経費として、参加生徒から大会参加料を徴収する必要がある場合は、参加校及び参加生徒の負担が過重にならないように配慮し、主催者と専門部で協議して定める。

13 宿泊

宿泊を希望する高等学校には、次のことを配慮し、主催者が斡旋する。

- (1) 参加生徒への教育的配慮及び健康への配慮を十分行う。
- (2) 宿泊料金は、参加生徒の過重負担にならないよう配慮し、同年度本連盟宿泊料金以内になるよう関係者と協定する。

14 大会終了報告

主催者は、大会終了後20日以内に、本連盟にプログラム及び大会成績を添付した大会終了報告書を提出する。

15 後援の取消し

次の事項に該当する場合は、後援を取り消すことがある。

- (1) 本後援大会開催基準要項に反した場合
- (2) 後援大会の実施に際し、違反又は著しく公益を害する等、高等学校教育の推進上不相当と認められる行為があった場合

16 附則

- (1) 主催者の要請により、専門部を主管とすることができる。
- (2) 主催者の要請により、加盟校を当該高等学校長の承認を得て主管校とすることができる。

(3)大会に参加する生徒は、必ず引率責任者が引率し、参加生徒のすべての行動に対し責任を負うものとする。

(4)本開催基準要項は、昭和61年4月1日から施行する。

平成15年4月10日 一部改定